【入学手続時提出】

入学料免除又は入学料徴収猶予を申請する方は**入学手続時は入学料納付をせず、**この申請書を他の入学手続書類とあわせて提出してください。

提出日：令和　　年　　月　　日

入学料免除・徴収猶予　事前申請書（大学院生用）

フリガナ		入学学府・専攻	
氏　名			
受験番号		電話番号 ※携帯等、常時連絡がとれるも	
メールアドレス			

（1）申請する制度について、以下のうち1つを選択して□にチェックをつけてください。

□　入学料免除のみ	⇒ （2）に進んでください。
□　入学料免除と入学料徴収猶予の両方	
□　入学料徴収猶予のみ	

※入学料徴収猶予とは入学料の納付を延期するもので、入学料を免除する制度ではありません。

（2）申請理由について、いずれか1つを選択して□にチェックをつけてください。

□　経済的理由により入学料の納付が困難である。	⇒ （3）に進んでください。
□　・入学前1年以内において、学資負担者が死亡、または入学者本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難である。 ・東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨に被災し、経済的な理由により入学料の納付が困難である。 学資負担者の死亡の場合は、その方の続柄、死去された日を記入してください。 災害の場合は、災害名、被災日、被災状況を記入してください。	

（3）以下の留意事項を確認して、入学料免除・徴収猶予を申請する場合は□にチェックをつけてください。

・本紙を提出することで、入学手続き時の入学料の納付が猶予されます。
なお、入学料を納付した場合は、入学料免除又は入学料徴収猶予には申請できません。

・本紙の提出のみでは申請完了になりません。入学後の所定期限内に1次申請（WEB入力）及び2次申請（書類提出）の両方を行う必要があります。

・入学後の所定の期限までに各手続きをしなかった場合は、入学料免除・徴収猶予の申請は無効となります。
また、2次申請の申請期限を過ぎて入学料を納付する場合は延滞金が付加されます。

・選考結果通知前に入学料を納付した場合は、申請を辞退したものとして取り扱います。

□　上記の留意事項を理解し、入学料免除・徴収猶予を事前申請します。また、入学後の申請期間内に所定の手続きを行わなかった場合又は申請を辞退する場合は速やかに入学料を納付することを誓約します。

※以下大学記入欄（学生は記入不要です）　　学生番号